

第 1 日

平成22年 2 月 16 日（火）

午前10時零分開会

○議長（柴田裕隆君） これより平成22年第 2 回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は21名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番中島秀樹議員

2 番浅尾静二議員

を指名いたします。

ここで、去る 1 月 27 日、実藤輝夫議員から、一身上の都合により平成22年 1 月 31 日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126 条の規定により、同日これを許可しましたから報告いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案 1 件の送付を受けました。

これを上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（塚本勝人君） 本日ここに、平成22年第 2 回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会では、条例の一部改正について 1 件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

この第 4 号議案朝倉市地域行政センター条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織機構の見直しを実施することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようと

するものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由は説明を終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第4号議案朝倉市地域行政センター条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。5番富田栄一議員。

○5番(富田栄一君) この件については、合併当時の合意事項によつての組織機構の見直しということで起きてきているとは思いますが、そうした場合に、本庁に職員数が集まってくるとは思いますが、今でも会議をするのに、本庁のほうでは部屋が足りないということがありますが、職員が集まったときに十分な機能を、この本庁でできるんでしょうかということを質問します。

○議長(柴田裕隆君) 人事秘書課長。

○人事秘書課長(高瀬健次君) 庁舎の会議室の関係でございますけれども、御案内のように、本庁舎も会議室が少ないというのはございます。ただ、本庁で会議をする場合、本庁が使えない場合はピーポートをお願いするとか、そういったことを考えながら、対応してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(柴田裕隆君) 5番富田栄一議員。

○5番(富田栄一君) 今、行政というのは開かれた行政という話が出てきているように、また、国のほうも変わりましたし、事業の見直しとか、仕分けとかいう話で、市民をいかに行政の中に取り込むかという動きがあつてます。その中で、会議室というのは大事なことであるのかなとも思つてますし、逆に言うと、そういう中で分庁といいましようか、杷木とか朝倉とかは、特に杷木は部屋がいっぱい余つてます。杷木で会議をして、甘木の市民の方を杷木まで持

ってくるかというのは、なかなか厳しいところはあるかと思えますし、であれば、逆に職員というか、行政機構一つを向こうに持って行って、そして、そこで機能させながら、地域を活性化していくという考えもあるのじゃないかなと思ってます。

その中には、一つ大きな話としては、日本の国も今のままでいいのかなと、地方から変わるというのがあるかと思うんですね。今、中央に、中央にという、地方が疲弊しているのが日本の国ですが、同じように、では、朝倉ではどうなのか。朝倉から本当に、地方から変わるということを実践していくためにも、そういう新しい考え方の一つとして、それぞれの地域を活性化するために、そこに職員を置いて、地域のリーダーとしていくというふうな考え方もあるのじゃないかなと思っています。

それともう1点、行政センターには部長格のセンター長を置いておりましたけれども、これから課長という形になります。さっきも言いましたが、非常に朝倉市というのは面積が広い市でありますので、それぞれの地区、地区の決裁権というのも大事ではないかなと思えます。決裁権については、センター長と、今度新しくなる課長との決裁権の違いはあるのでしょうか。その二つを質問します。

○議長（柴田裕隆君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（高瀬健次君） 今回の機構改革、庁舎の問題もございしますが、基本的には地域行政センターをスムーズに支所に移行するというところにポイントを置きましてやりました経過がございします。会議室等の関係につきましても、23年4月に向けまして、1年間組織内議論をするということも考え方として出しておりますので、その中で会議室等の問題については考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、地域行政センターから、今度支所にしますと、現在地域行政センター長は部長相当職でございします。今回考えております支所の支所長につきましては課長相当職ということで、考え方として持っております。現在支所長と行政センター長の職務権限なり、市長決裁の問題でございしますけれども、現在も、これは平成21年度から現在も、朝倉を例えて申し上げますと、朝倉にはそれぞれ総務課、市民課、福祉課、建設課の4課があるわけございしますけれども、職務権限といたしましては、基本的には朝倉総務課に関するものにつきましては、朝倉総務課長からセンター長、これは事務取り扱いをしておりますから同一人でございしますが、朝倉総務課については、朝倉総務課長からセンター長、そして副市長、市長へと決裁は回っております。朝倉市民課にかかわりましては、もう朝倉市民課長から市民環境部長、副市長、市長というふうに回

っております。同じく朝倉福祉課につきましても、朝倉福祉課長から本庁の保健福祉部長、副市長、市長というふうに戻っております。現在もセンター長につきましても、市民課、福祉課、建設課にかかわるものにつきましても、合併前の経過から一部調整等を行う必要があるものは、調整等を行ってもらっておりますけれども、原則的に職務権限、決裁権限としては、朝倉なら朝倉の総務課にかかわるものだけというふうにしておりますし、そういった意味では、今回予定をしております支所長は課長相当職ではございますけれども、新しく設けます支所の中の庶務係と市民福祉係、それぞれの職務権限は支所長が、課長相当職の権限は持ちますけれども、支所におきます総務部の権限につきましても支所長から総務部長へ、市民環境部にかかわるものは支所長から市民環境部長へ、保健福祉部にかかわるものは支所長から保健福祉部長へと、それぞれ回ってまいりますので、これらのことから、現在新しい支所の庶務の中では、現在のセンター長が保有している決裁権限もございますけれども、センターの総務課の業務につきましても、今見直しを行いまして、必要な限り本庁一元化を行おうということで議論をしております。一部支所長の権限、一部残る部分はあると思っておりますけれども、権限はすべて、現在もやっておりますように、本庁部長に集約をするというようなことで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番富田栄一議員。

○5番（富田栄一君） 朝倉市は非常に面積が広くて、本庁に来るのに30分以上かかりますよということが基本にあってのお話をさせていただいてます。私は、センター長、それぞれの中で、地域おこしというのも含めて、行政がしていく話ではないかなと思うんですが、それはさておきまして、まず、緊急時の災害、もしくは補修というか、そういう形の中の決裁を、本庁まで上げて、そして本庁の決裁がなければできないというのは、ちょっと今の時代の中では、緊急性を要するものにはすぐに決裁権を、新しくなりました支所のほうにおいて、その課長が決裁できるという権限を置く、課長については、次期部長としての決断をする中での教育の場と、ある程度の教育の場として育てる、人材を育てるための一つの場とするというような、そういうことがあってもいいのではないかなと、私は思うわけです。

もう一つは、時代という言葉はよくないですけども、技術が変わりまして、テレビ電話というのが非常にあってます。私自身も、今、メールもできないんですけども、テレビ電話というのを無理やりつけさせられて、会議しているんですが、結構相手の表情が見えて、お話しするについてもスムーズに通ることがあります。まず、職員の間で、そういう杷木と本庁とが、お互い顔を見な

がら会議していくというのも、新しいスタイルとして、地域、地方を活性化するためには必要ではないかなど。そして、集まる場所には、人の顔が見えて、市民と一緒に行政が集まってくれると、そういう組織づくり等も必要ではないかなどと思うわけです。ですから、今度の支所化については、そういうことも非常に考えられて、やっていただきたいなと思います。

どうもそのあたりが見えないんですが、再度ここあたりのところの考え方、単なる合併時の協議の中で決まったからそのままいくんだよではないということがありましたら、答えていただきたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（高瀬健次君） 目的としては、スムーズな支所移行と申し上げましたけれども、地域性でありますとか、諸問題の解決、緊急対応とか災害の問題等は、本庁において、それから、現場に行くということについては、なかなか問題があるということは承知をしております。そういった意味で、建設課を一元化いたします関係でもありますけれども、建設課の事業、緊急的な仕事をするような部隊につきましては、一部杷木も朝倉も残したいというふうには思っております。

ただ、もう一つの緊急災害の場合でありますとか、台風の場合とか、そういったふうに予期されるような、災害が予想されるようなときにつきましては、杷木、朝倉の出身者を中心に班を編成しまして、事前に現場のほうに、朝倉、杷木に配置をしておく。そして、それに伴います緊急な指示命令系統につきましても、支所長段階でスムーズに運営ができるようなことを、今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時55分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第4号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました第4号議案朝倉市地域行政センター条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

本案は、朝倉及び杷木地域行政センターを支所とすることに伴い、改正が必要となる条例について、規定の整備を行うものであります。

まず、朝倉市地域行政センター条例の改正につきましては、現在の地域行政センターを朝倉支所及び杷木支所とすることに伴い、題名を朝倉市支所設置条例とし、支所の名称、位置及び所管区域について、規定の整備をするものであります。

次に、朝倉市職員の給与に関する条例の改正につきましては、地域行政センター長を支所長とするとともに、部長級から課長級とすることに伴い、級別標準職務表を改正するものであります。

なお、地域行政センターの支所化につきましては、合併協議において、合併後3年から5年で見直すことが合意されていたこととあわせ、本年2月に朝倉・杷木及び甘木のそれぞれの地域審議会においても、改めて審議を受けているということでもあります。

また、支所化への円滑な移行を図るため、3月1日及び15日に発行する市報により、市民に周知を図るということでもあります。

本委員会といたしましては、合併の激変緩和措置として設置された地域行政センターを支所化するものであることから、了とするものの、市民、特に朝倉地域、杷木地域の市民に混乱、動揺が生じない施策を講ずるとともに、支所が事務を適正に処理し、ワンストップサービスが提供できる組織機構の構築を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(柴田裕隆君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 桑野博明君降壇)

○議長（柴田裕隆君） それでは、第4号議案朝倉市地域行政センター条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条第3項の規定により、選挙を行うものであります。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、浅尾静二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました浅尾静二議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました浅尾静二議員が、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙で当選された浅尾静二議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。
これにて平成22年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時1分閉会